

令和3年9月9日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、令和3年8月23日に運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として面会謝絶を令和2年2月27日に決定し、継続中であるため、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日 共同生活住居 利用定員	平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館) 平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号)株式会社 相生(かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場 令和3年8月23日13時30分から
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 ・当町健康福祉課
 ・地域住民 ・当町地域包括支援センター
 ・ちどりの会 ・当町社会福祉協議会
 (当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症について
3. 新型コロナウイルスのワクチン接種について
4. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	大網白里市	長生郡白子町	茂原市	計
人数	13	1	2	1	17
増減	-1				-1

7月上旬、当町を保険者とする入居者1名が入院、7月下旬、入院先で死亡、退去。慢性閉塞性肺疾患、慢性呼吸不全を有しており、これらの増悪によって入院となった。当ホームで在宅酸素療法を行いつつ起居。入居前には、自ら車を運転し、趣味のサークルやレクリエーション活動と充実した生活を送るものの、認知機能の低下等で昨年2月に入居。不幸にも新型コロナウイルス感染症の流行（以下、COVID-19 感染症の流行）が始まり、以降、これまで有していた交友関係が事実上途絶えることとなった。当ホームとしては、COVID-19 感染症の流行下において、外来面会、外出等の交流を厳しく制限をせざるを得なかった。また、COVID-19 感染症の流行がこれほどまでに長期に及ぶとは予想だにせず、流行下にあってもこれまでの交友関係を途切れさせず、当ホームの生活を実りあるものに資する有効な手立て、方策を十分に行い得ることがかなわず、極めて残念なことであった。

② 要介護度等

前回当会議開催時とほぼ変化はない。これまでは、例えば新型コロナウイルス感染症流行下における外出制限、面会謝絶等にもなう交流機会や活動機会減少が、直ちに要介護度の重度化につながるとは考えていなかった。しかし、新規感染者数の増加が見られ、現状が既に常態化、長期化しており、あわせて何らかの施策を実施しなければ重度化は免れないのではないかとの懸念が深まりつつあり、社内で共有している。

2. 新型コロナウイルス感染症について

- ① 本日8月23日現在、全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。
- ② 7月、8月、千葉県が当ホームで、職員を対象とするPCR検査を実施した。検査日において陽性の者はなかった。なお、ダブルワーク等で重複することとなる数人の職員は受検しなかったが、いずれも陽性の報告は受けていない。※当社当ホーム僚施設たる、ゆうなぎ白子に所属する職員においては全員が受検し、同様、陽性の者はなかった。PCR検査はあくまで検査当日、受検した時点においての陽性か陰性かを判断するものであって、感染拡大防止に絶対の効果があるものではないが、継続した検査の実施を要望していく。
- ③ 当社としては、次のとおりに見解を述べ、また、社内の議論等を伝えたい。

【当社の見解】

- ④ 6月から8月にかけて、新規感染者数は右肩上がりで、デルタ株に感染の主として置き換わっている現状を鑑みれば、この後、感染が大きく増大する懸念を有している。
- ⑤ よって、当社当ホームとしては、依然としてこれまで採用してきた感染予防策を講じるほかなく、事態を悲観的にとらえている。
- ⑥ 面会謝絶などの対外的なことについては、6頁のとおり、継続して実施する。

【社内における議論等】

- ⑦ 但し、今後、流行の状況いかんによっては、緩和する方向でも検討したい。緩和する場合に社内で議論になったのは、面会者が2回目のワクチン接種後2週間を経過し、かつ、ワクチン接種証明書の提示があれば、面会交流制限を緩和し、流行前に復すべきというもの。
- ⑧ 一方で、面会者が2回目のワクチン接種後というが、面会者のワクチン接種の事実をどのように確認するのか。ワクチン接種証明書の提示を求めることになるのか、現在のところ、我が国政府は接種証明書の提示を求め、また、接種の有無をもって取り扱いに差を設けること、

すなわち、差別的な取り扱いがあってはならないとしているのではないか。

- ⑨ 一口にワクチン接種証明書の提示を求めることが好ましくないとは思わない。目的は、COVID-19に感染しない、感染させない、持ち込まないことであって、面会者は入居者の近親者であることがほぼ全てであるわけであるから、相互にこの目的に合致する。この目的は相互に利益であって、その利益を守るためには、ワクチン接種証明書を得て、当ホームに提示することは何ら差別的な取り扱いに当たらないと考える。
- ⑩ ワクチン接種証明書を提示することの意義やメリットは了解可能である。しかし、2回接種したからといって、それで安全であると考えるのは早計である。稀な事例ではあると考えるが、2回接種した後に感染し死亡したケースも報道されている。個々の詳細なケースの検討は必要であるが、そこまでの情報は得られない。したがって、面会交流制限については、引き続き緩和することなく、現行のまま継続、面会については、ワクチン接種証明書を提示できる面会者に限るくらいの手法を採用しなければならないと考える。
- ⑪ 今のところ、たまたま、弊社役職員及び関係者に感染者が出ていないが、これら少なくとも役職員全員につき、感染予防対策、感染予防行動が、厳格に守られているのか、退勤後は事実上検証不可能である。これを検証可能な状態にすることは事実上不可能であるとは思えるが、少しでも可視化、見える化する方法はないか、出口のない考えが巡る。

【面会謝絶を継続する件】

この件、令和2年11月19日新型コロナウイルス感染拡大にともなう面会謝絶を発して以降、継続中（詳細は前回までの資料、当社WEBサイトを参照）。

面会謝絶に関する事柄

1. 原則面会謝絶
2. 面会の要があるときは、電話、電子メールで事前に面会予約を要する
3. 面会時における人数制限を設け、1名のみ面会
4. 面会時における湯茶、菓子等の供給を停止
5. 書類、物品授受は、原則、郵送宅配便に限る

3. 新型コロナウイルスのワクチン接種

① 接種対象

当ホーム入居者ならびに当ホームに従事する役職員

② 接種を実施する医療機関

みんなのライフサポートクリニック大網（当ホームで訪問診療を実施）

③ 接種日時

（ア） 1回目の接種6月22日（火）

（イ） 2回目の接種7月27日（火）

④ 2回目の接種後の様子

入居者、役職員、ともに治療を要するような副反応はなく、一部に発熱、接種部位の痛みの訴えがあるものの、1～2日で軽快。高熱を発した者はなかった。

⑤ ゆうなぎ白子*の新型コロナウイルスのワクチン接種状況

当社当ホームと同種僚施設、ゆうなぎ白子におけるワクチン接種の状況

（ア） 1回目の接種6月24日（木）

（イ） 2回目の接種7月15日（木）

*当社本店所在地に所在、当ホームと同種、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）ゆうなぎ白子（定員9名）

4. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、次回は10月25日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先
事業主体）株式会社 相生
代表者）代表取締役 萩原 将之
電話 0475-36-5711